

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
憲法			

評価(ABCD)

B

X社の主張を答えよという問いを意識できています。好印象です。

理由付けはひとことほしい

→理由は？
X社から見て不都合な内容なので理由なく書くことはできない

国の主張であることがわかりやすいのでいい書き方です

→論点がぼやけるので「～にすぎない」などの表現の方が望ましい

問題文の事情を適切な理由付けで評価できており高評価です。

1 ページ

裏面へ

津8条2項は、実質的には職業の~~廃止~~継続に関わる事項であると言え、
狭義の職業選択の自由に対する制約があると言える。

4(1)規制目的は、国民の生命・健康に対する危険を防止・除去・緩和すること
に課せられる消極目的と、社会的・経済的弱者を保護するための積極

→必要な内容がコンパクトに
まとまっています。

5 目的がある。国~~と~~は、本件法律1条によると、本件法律は、一般乗用
旅客自動車運送事業の業務適正化、運送の安全、利用者の利便確保と
自由とに制定されている。そこで、このように本件法律の目的が~~積極~~
~~規制目的~~消極目的が~~消極目的~~が内題となる。

この先で規制目的二分論を
前提に両者が
論理展開するのか？との
誤解を招きます。

(2) 国~~と~~は、以下のように主張すること~~が~~考えられる。

10 利用者の利便性とは、国の経済生活に関わることであるから、積極目的
である。そして、積極目的規制については、立法府の裁量~~の~~判断に委ねる
(~~したがって~~、違憲か否かは中立的に審査されるべきである。

(3) それに対し、X社~~と~~には以下のように反論する。

15 本件法律による規制の目的には、利用者の利便性のほかに、運送
の安全がある。運送の安全を確保することにより、国民の生命・身体~~の~~安全
を確保すること~~が~~であるから、運送の安全という規制目的は、消極目的
といえる。そうすると、規制目的には、積極目的と消極目的が併存す
ることとなる。そこで、一般乗用旅客自動車運送が公共交通として重要な
役割を担っている(本件法律1条)ことからすると、~~X社とY社の競争~~
20 業と一般乗用旅客自動車運送は、国民が移動する上で~~重要な~~手段と
なっており、国民の生活に欠かせないものになっていると言え、本件法
律は主に国民の生命・健康を守ることを目的としていると言える。(1)が
て、~~本件法律の~~本件法律の主たる目的は運送の安全という消極

25 目的があり、副次的に利用者の利便性という積極目的を~~導く~~目的
としていると解すべきである。そして、消極目的規制の場合、~~積極~~
目的規制より審査基準は厳格になるから、違憲か否かと~~判断~~
するにあたっては、中間的な審査基準を採用すべきである。~~審判府は~~

規制目的二分論を批判する
のであれば、事前に示して
おきたい

30 さらには、~~違憲~~ ~~本件法律~~ 重要な公共の利益のために必要かつ合理的な
措置であるか否か ~~利便性の制限がある~~ ~~職業活動の自由が~~
~~制限を受ける~~ ~~規制による~~、この目的を達成^{する}に必要と認められ

2 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
憲法			

評価(ABCD)

--

~~これは、集合意とはなると解釈する。~~ 重要な公衆の利益の~~ため~~に必ずしも合理的な制限があり、かつより緩やかな制限である職業活動の内容及び態様に対する規制により、この目的を十分に達成できないと認められる場合であれば、集合意とはなると解釈する。

5 (1) 多くの国民が交通の手段として一般乗用旅客自動車運送事業(タクシー)を利用していることからすると、運送の安全という目的は重要である。

(2) 地方運輸局長が指定する運送の範囲は、適正な原則に適合する正な利潤を以て運送を基準に、特定の旅客に不当な差別取扱いとならざるべく、~~タクシー事業者~~タクシー事業者間には不当な競争を及ぼすおそれがないものであるように決められる(本邦法律第8条2項1~3号)。本邦法律第8条2項は、運送を定められた範囲内で行われなければならないといふことは、利用者の公平を図り、タクシー事業者間の不当競争を防止する点により、国民の安全にタクシーを利用できるようにする~~ため~~であるといふこと、運送の安全という目的と本邦法律第8条2項には~~一致関係~~一致関係があるといふ。

15 (3) 届け出られた運送が指定された範囲内で行われれば「変更命令」が出され、~~その~~その命令に従わなければ100万円以下の罰金に課せられる(本邦法律第17条2号)。罰金100万円は相当大なる金額であるから、罰金に課せられるだけで、事業者は多大な損害を被る。そうすると、事業の許可を取り消す~~おそれ~~おそれ(その必要性は負い出ること)が~~できない~~ないから、罰金の~~規定~~規定は~~達成~~達成できるといふ。

20 6. 以上より、より緩やかな制限である規制により、目的を達成できるといえるから、本邦法律第8条2項は憲法22条1項に反し違憲である。

以上

25 ・概ね答案の形が身についているように感じます。

・誰の視点からの記述かが整理されている点はよい点です。本番でも意識して回答するようにしてください。

・少し洗練させる
ことができれば上位答案も十分狙えます。

高等司法研究科

ページ

裏面へ

T.Naito